

参 考 資 料

- ア 政務調査費制度の現在までの経緯
- イ 地方自治法（抄）
- ウ 福岡市政務調査費の交付に関する条例
- エ 福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程
- オ 福岡市政務調査費取扱要領
- カ 政務調査費使途基準の取扱について
- キ 政令指定都市における議員提案による政策条例の立案状況（平成13年度以降）

（注1） 上記のア及びキについては、縦書きから横書きに改めているが、内容はそのまま記載。

（注2） 83 ページ末尾の注意書き中「13年4月」とあるのは当初「18年4月」との記載により提出されていたが、監査の過程において訂正が申し入れられた。

政務調査費制度の現在までの経緯

施行時期	関係法	福岡市の関係例規		
	地方自治法	福岡市政務調査費の交付に関する条例	福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程	福岡市政務調査費取扱要領
平成13年4月	第100条第13項、第14項（政務調査費の交付）を追加	条例を制定（市長提案）	条例施行規程を制定	要領を制定
平成15年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」ことを規定 条例により「交付の対象」「額」「交付の方法」を定め、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は「収入及び支出の報告書」を議長に提出することを規定 			一部改正
				<ul style="list-style-type: none"> 収支報告書の写しの交付について規定
平成16年4月		一部改正（議会提案）	一部改正	一部改正
		<ul style="list-style-type: none"> 「会派」又は「会派及び議員（無所属議員を含む）」の選択制を導入 議員交付につき1件5万円以上の領収書等の添付を義務づけ 支払い方法を毎月交付から4半期交付へ変更 収支報告書の閲覧の居住制限を撤廃 		
平成18年4月		一部改正（議会提案）		
		<ul style="list-style-type: none"> 会派交付につき1件5万円以上の領収書等の添付を義務づけ 		
平成19年4月				一部改正
				<ul style="list-style-type: none"> 収支報告書の閲覧時間の延長（昼休みの廃止）

※13年4月に使途基準の主な使途項目を例示した「政務調査費使途基準の取扱いについて」を定めた。

地方自治法（抄）

（調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等）

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②～⑫ （略）

⑬ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

⑭ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑮～⑱ （略）

福岡市政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、福岡市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における各会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、福岡市議会の会派（以下「会派」という。）並びに次条第1項の規定により90,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に対して交付する。

2 前項における会派は、2人以上の所属議員をもってすることを要する。

(政務調査費の月額)

第3条 会派に対し交付する政務調査費の月額は、350,000円又は90,000円の額のうちから各会派が選択した額に、当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前条第1項に規定する議員（以下「交付対象議員」という。）に対し交付する政務調査費の月額は、260,000円とする。

(基準日)

第4条 政務調査費は、毎月1日（以下「基準日」という。）における会派及び交付対象議員に対し交付するものとする。

2 基準日に会派が解散し又は交付対象議員が交付対象議員でなくなったときは、当該基準日の属する月分の政務調査費は、当該会派又は交付対象議員に対し、交付しない。

3 前条第1項の所属議員数は、基準日における各会派の議員数とし、基準日に同項の所属議員数に変動が生じたときは、当該変動後の議員数による。

(政務調査費の交付日)

第5条 政務調査費の交付日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休日（福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）とする。

- (1) 4月分から6月分まで 4月10日
- (2) 7月分から9月分まで 7月10日
- (3) 10月分から12月分まで 10月10日
- (4) 1月分から3月分まで 1月10日

2 4月2日から6月1日まで、7月2日から9月1日まで、10月2日から12月1日まで又は1月2日から3月1日までの間に会派が結成され、又は交付対象議員となった場合における交付日は、前項の規定にかかわらず、当該会派が結成され、又は交付対象議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日であるときは、当該基準日の属する月分）以降の当該四半期に係る政務調査費について、別に定める交付申請書の提出後、速やかに交付するものとする。

(任期満了及び解散の場合の特例)

第6条 議員の任期満了又は議会の解散の日（以下「任期満了等の日」という。）が基準日から当該基準日の属する月の9日（前条第1項に規定する交付日の属する月にあつては、当該交付日の前日）までの日に当たる場合における当該月分の政務調査費は、第4条の規定にかかわらず、当該任期満了等の日における会派及び交付対象議員に対しては交付しないものとし、一般選挙後に新たに結成された会派及び一般選挙により新たに選出された交付対象議員に交付する。

- 2 前項の場合における交付日は、前条の規定にかかわらず、別に定める交付申請書の提出後、速やかに交付するものとする。
- 3 第1項の場合における会派所属議員数は、議長に届出のあった日における議員数による。

(政務調査費の交付の調整)

- 第7条 会派の代表者及び交付対象議員は、既に交付を受けた政務調査費の額が本来交付を受けるべき政務調査費の額を超える場合においては、これを速やかに市長に返還しなければならない。
- 2 会派所属議員数が増加したことにより、既に交付した政務調査費の額が本来交付を受けるべき政務調査費の額に満たない場合においては、当該会派に対し、その不足額を、別に定める交付変更申請書の提出後、速やかに交付するものとする。

(使途基準)

- 第8条 会派及び交付対象議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究のため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者等)

- 第9条 会派は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行うため、経理責任者を定めなければならない。
- 2 交付対象議員は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行わなければならない。

(会派の届出)

- 第10条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、会派の名称、所属議員の氏名及び経理責任者の氏名を議長に届け出なければならない。届け出た事項に異動を生じたときもまた同様とする。
- 2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を議長に届け出なければならない。

(収支報告書の提出)

- 第11条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに交付対象議員は、別に定める様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
 - 3 会派の解散があった場合又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員であった者は、解散又は交付対象議員でなくなったときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(会計帳簿及び領収書等の証拠書類の保管等)

- 第12条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに交付対象議員は、政務調査費の収支を明らかにした会計帳簿を備えるとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。
- 2 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに交付対象議員は、前項の領収書等の証拠書類であって1件当たり5万円以上の支出に係るものの写しを、前条第1項の規定により提出する収支報告書と併せて提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第 13 条 会派の代表者及び交付対象議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び交付対象議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、これを速やかに市長に返還しなければならない。

(保存及び閲覧)

第 14 条 議長は、第 11 条第 1 項の規定により提出された収支報告書及び第 12 条第 2 項の規定により提出された領収書等の証拠書類の写しを、提出期限の日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 13 日条例第 33 号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 29 日条例第 43 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日条例第 42 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市政務調査費の交付に関する条例第 12 条第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月分以降の政務調査費について適用し、同年 3 月分以前の政務調査費については、なお従前の例による。

福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市政務調査費の交付に関する条例(平成13年福岡市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 会派の代表者(以下「代表者」という。)及び交付対象議員(条例第3条第2項に規定する議員をいう。)は、政務調査費の交付を受けようとするときは、政務調査費交付申請書(様式第1号(会派用)又は(議員用))を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。

2 代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務調査費交付変更申請書(様式第2号)を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。

3 交付対象議員は、第1項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務調査費交付申請事項変更届(様式第3号)を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。

4 代表者及び交付対象議員は、第1項に定める場合のほか、毎年4月1日(その日が休日(福岡市の休日を定める条例(平成2年福岡市条例第52号)に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)に第1項の政務調査費交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(使途基準)

第3条 条例第8条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に定めるとおりとする。

(会派の届出等)

第4条 条例第10条に規定する会派の届出の様式は、会派結成届(様式第4号)、会派異動届(様式第5号)及び会派解散届(様式第6号)によるものとする。

2 議長は、前項の届出を受理したときは、会派届出通知書(様式第7号)により市長に通知しなければならない。

(収支報告書の様式)

第5条 条例第11条第1項に規定する収支報告書は、様式第8号(会派用)及び(議員用)によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第11条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書の閲覧)

第7条 条例第14条第2項に規定する収支報告書の閲覧は、当該収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日(その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)からすることができる。

2 前項の閲覧は、議長が指定する場所で執務時間中にしなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日議会規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に交付すべき事由の生じた政務調査費に係る収支報告書の様式及び会計帳簿等の保管については、なお従前の例による。

別表（政務調査費使途基準）

項 目	内 容
資 料 作 成 費	調査研究のために必要な印刷物等の作成に要する経費
資 料 購 入 費	調査研究のために必要な図書、新聞、雑誌、ビデオテープ等の購入に要する経費
研 究 研 修 費	1 研究会、研修会等の開催に要する経費 2 他の団体が開催する研究会、研修会等への参加に要する経費 3 研究会等の調査に要する経費 4 外部団体等への調査の委託に要する経費
広 報 広 聴 費	1 調査研究活動、議会活動等について市民に報告し、広報するために要する経費 2 市民に対して行う、市政及び政策等に対する要望や意見等を聴取するための会議の開催、情報収集に係る活動並びに市政相談等に要する経費
補 助 員 等 雇 用 費	調査研究のために必要な補助員等の雇用に要する経費
調 査 旅 費	1 調査研究のために必要な市域外への出張に要する旅費 2 調査研究のために必要な市域内での会議への出席、調査活動等に要する交通費
事 務 所 費	調査研究のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
諸 事 務 費	調査研究のために必要な事務用品、事務機器その他の備品購入費、電話料金、切手代その他の通信費、その他事務執行に要する経費
そ の 他	その他市政に関する調査研究のために必要な経費

福岡市政務調査費取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市政務調査費の交付に関する条例(平成13年福岡市条例第2号。以下「条例」という。)に定める政務調査費の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(年間執行計画書の作成等)

第2条 会派及び条例第3条2項に規定する交付対象議員(以下「議員」という。)は、政務調査費の計画的な執行に資するため、毎年度当初に当該年度の年間執行計画書(様式第1号(会派用)又は(議員用))を作成し、保管するものとする。

(支出基準等)

第3条 政務調査費の支出基準等は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資料作成費

作成した資料は、会派及び議員において整理し、保管するものとする。

(2) 資料購入費

購入した資料は、会派及び議員において整理し、保管するものとする。

(3) 研究研修費

ア 研究会、研修会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を会派及び議員において整理し、保管するものとする。

イ 他の団体が開催する研究会、研修会等に参加したときは、当該会議に係る案内、記録等の書類を会派及び議員において整理し、保管するものとする。

ウ 会派内の研究会等の調査に要する経費には、議員に対する報酬を含めてはならない。

エ 調査を委託するときは、会派の代表者及び議員は委託先、調査事項、委託期間及び委託金額を記載した調査委託書(様式第2号(会派用)又は(議員用))を作成し、保管するものとする。

オ 調査の成果物については、会派及び議員において整理し、保管するものとする。

(4) 広報広聴費

広報広聴活動に係る記録及び資料等は、会派及び議員において整理し、保管するものとする。

(5) 補助員等雇用費

補助員等を雇用したときは、会派の代表者及び議員は、補助員等雇用届(様式第3号(会派用)又は(議員用))を議長に提出するものとする。既に届け出た事項に変更があったときも、また同様とする。

(6) 調査旅費

ア 調査研究のため所属議員に対し、市外へ出張を依頼するときは、会派の代表者は、出張者の氏名、用務先、用務内容、出張期間及び出張費の額を記載した出張依頼書(様式第4号)を作成するものとする。

イ 出張費は、他の目的で支給される旅費と重複して支給してはならない。

ウ 議員が会派の依頼により出張したときは、速やかに出張報告書(様式第5号(会派用))を作成し、これを会派において保管するものとする。

エ 議員が自己の調査研究により出張したときは、速やかに出張報告書(様式第5号(議員用))を作成し、保管するものとする。

オ 出張先が国外の場合は、国外出張届（様式第6号（会派用）又は（議員用））及び国外出張報告書（様式第7号（会派用）又は（議員用））を議長に提出するものとする。

(7) 事務所費

事務所を設置したときは、会派の代表者及び議員は、事務所設置届（様式第8号（会派用）又は（議員用））を議長に提出するものとする。既に届け出た事項に変更があったときも、また同様とする。

(8) 諸事務費

ア 事務機器その他の備品は、会派控室、会派事務所及び議員事務所に設置するものに限るものとする。

イ 電源を使用する事務機器その他の備品を会派控室に設置するときは、会派の代表者は、事前に備品設置届（様式第9号）を議長に提出するものとする。

（支出手続等）

第4条 政務調査費の支出手続等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会派の代表者及び議員は、政務調査費の執行責任者として政務調査費の適正な執行に努めるものとする。

(2) 経理責任者は、支出書（様式第10号）により経費の支出を行うものとする。

(3) 領収書の取扱については、次のとおりとする。

ア 経費の支出に当たっては、原則として領収書、証票類等を徴するものとする。

イ 口座振替により経費を支出する場合には、振込金受取書をもって領収書に代えることができる。

ウ 会派に交付した政務調査費において、領収書を徴し得ないものについては、支出額、期日、支払いの相手方を記載した会派の代表者の支払い証明書を付するものとする。

(4) 経理責任者及び議員は、政務調査費の出納を管理し、金銭出納簿の記載や支出の根拠となるべき領収書、証票類を常に整理しておくものとする。

(5) 政務調査費の保管については、専用の預金口座を備えるものとする。

(6) 立替払いによる支出は、次のとおりとする。

ア やむを得ず立替払いをしたときは、当該立替払いを証する領収書を添付するものとする。

イ 立替払いをした経費について執行責任者及び経理責任者の支出承認が得られない場合は、立替者の負担とする。

（使途制限）

第5条 政務調査費として支出できない経費の主なものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交際費的な経費

(2) 会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費

(3) レクリエーション経費

(4) 選挙活動経費

(5) 私的活動に属する経費

(6) その他調査研究の目的に合致しない経費

(収支報告書の検査等)

- 第6条 議長は、条例第11条第1項及び条例第12条第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しの内容を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者又は議員に対し、関係書類等の提出を求めることができる。
- 2 議長は、関係書類等の処理に不適切なものがあると認めるときは、会派の代表者又は議員に対し、その修正を命ずることができる。
- 3 条例第12条第2項の規定により提出する領収書等の写しは、規程で定める使途基準毎に整理し、政務調査費領収書等の写しの添付用紙（様式第11号のア～ケ）に貼付し、提出するものとする。

(収支報告書の閲覧及び写しの交付)

- 第7条 福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程第7条第2項の議長が指定する収支報告書の閲覧場所は、議会事務局内において議会事務局長が指定する場所とする。
- 2 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）に規定する本市の休日は、収支報告書の閲覧事務を行わない。
- 3 収支報告書の閲覧時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- 4 収支報告書の閲覧者は、収支報告書閲覧票（様式第12号）に必要事項を記入しなければならない。
- 5 収支報告書の閲覧者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 収支報告書の撮影をしないこと。
 - (2) 閲覧場所に写真機、ビデオカメラ、コピー機器又は危険物を持ち込まないこと。
 - (3) 収支報告書を、閲覧場所以外に持ち出さないこと。
 - (4) 収支報告書を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしないこと。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、職員が指示する事項。
- 6 議長は、前項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 7 何人も、総務企画局総務部情報公開室が行っている市政資料の写しの交付の制度により、収支報告書の写しの交付を受けることができる。

(関係書類等の保管)

- 第8条 この要領で定める書類及びこの要領により保管が義務付けられている領収書等は、条例第11条第2項に規定する収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるもののほか政務調査費の取扱に関し必要な事項は、代表者会議に諮って議長が決定する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年6月18日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

政務調査費使途基準の取扱いについて(18.4.1 現在)

政務調査費使途基準	主な使途項目（例示）
(1)資料作成費 調査研究のために必要な印刷物等の作成に要する経費	○印刷製本代（パソコンプリント、調査資料、報告書等） ○コピー代 ○翻訳料
(2)資料購入費 調査研究のために必要な図書、新聞、雑誌、ビデオテープ等の購入に要する経費	○図書、新聞、雑誌購入費 ○ビデオテープ等の視聴覚教材
(3)研究研修費 1 研究会、研修会等の開催に要する経費 2 他の団体が開催する研究会、研修会への参加に要する経費 3 研究会等の調査に要する経費 4 外部団体等への調査の委託に要する経費	○会場借上料 ○食料費 ○講師謝金 ○会費、参加料、資料代 ○出席者負担金 ○研究グループ等の活動に要する事務的経費（資料作成及び購入費、会場借上料、講師謝金等） ○大学や民間調査機関等への調査委託、広報企画料
(4)広報広聴費 1 調査研究活動、議会活動等について市民に報告し、広報するために要する経費 2 市民に対して行う、市政及び政策等に対する要望、意見等を聴取する会議の開催、情報収集に係る活動及び市政相談等に要する経費	○報告会等の開催に係る諸経費 ○市議会ニュース等の広報紙の発行経費 ○広報誌等の配付経費（封筒、切手等） ○市民の意識調査等に係る経費 ○市民との対話集会や市政相談会等の開催に係る経費
(5)補助員等雇用費 調査研究のために必要な補助員等の雇用に要する経費	○市政に関する情報収集や研究活動に直接的に従事する職員の雇用（政務調査員等） ○調査研究を行う議員を事務的に補助する職員の雇用
(6)調査旅費 1 調査研究のために必要な市域外への出張に要する旅費 2 調査研究のために必要な市域内への会議への出席、調査活動等に要する交通費	○先進的事業や先進的施設の調査を目的とした国内または国外旅行に係る経費 ○他都市で開催される研究会やソポゾム等の参加のための国内または国外旅行に係る経費（ガソリン代も可） ○市域内の現地調査や施設見学に係る交通費 ○市域内で開催される研究会、講演会等の参加に要する交通費（バス、タクシー代、ガソリン代等）
(7)事務所費 調査研究のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	調査研究活動の拠点として庁舎外に設置する事務所の維持管理に要する諸経費 ○事務所賃借料、共益費等 ○光熱水費
(8)諸事務費 調査研究のために必要な事務用品、事務機器、その他備品購入費、電話料金、切手代その他通信費、その他事務執行に要する経費	○文具類等の事務用品購入費 ○コピー機、パソコン等事務機器の賃借料 ○電話料金、切手代、インターネット等の通信費
(9)その他 その他市政に関する調査研究のために必要な経費	上記の項目に分類できない調査研究に係る経費 ○銀行振込手数料

政令指定都市における議員提案による政策条例の立案状況（平成13年度以降）（平成19年10月18日現在）

	議員提案により成立した政策条例の数	成立した条例の名称（一部略称）
札幌市	3	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例 ・住宅耐震化促進条例 ・文化芸術振興条例
仙台市	1	<ul style="list-style-type: none"> ・落書き防止条例
さいたま市	2	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳の閲覧等に関する条例 ・住民基本台帳の閲覧等に関する条例を廃止する等の条例
千葉市	0	
横浜市	0	
川崎市	0	
新潟市	2	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決に付すべき事件に関する条例 ・農業及び農村の振興に関する条例
静岡市	0	
浜松市	0	
名古屋市	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正条例
京都市	2	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正条例 ・市会の議決に付すべき事件等に関する条例
大阪市	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市設霊園条例の一部改正条例
堺市	0	
神戸市	0	
広島市	2	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決すべき事件に関する条例 ・市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例
北九州市	0	
福岡市	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ピンクちらし等の根絶に関する条例 ・人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 ・ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部改正条例 ・出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例 ・市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例 ・風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例 ・市議会議員選挙公報発行条例

（備考）「政策条例」とは、委員会条例のような議会や議員の身分等に関する条例を除く、政策的な条例をいう。

